

公立大学法人滋賀県立大学特別研究費取扱規程

平成18年4月1日
公立大学法人滋賀県立大学規程第100号

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県立大学における教育研究の充実を図るため、特別研究費（以下「研究費」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象研究等)

第2条 対象となる研究（以下「対象研究」という。）および研究費限度額は、別表のとおりとする。

(申請手続き)

第3条 研究費の配分を受けようとする研究代表者は、特別研究費申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を、別に定める期日までに、学科長の置かれる学科にあっては学科長を経た後、各学部長または全学共通教育推進機構長を経て、理事長に提出しなければならない。

(申請の要件)

第4条 前条の申請ができる研究代表者は、本学の専任教員とする。ただし、次の各号にかかる者を除く。

(1) 当該年度の長期在外研修者

(2) 退職その他の理由で、当該申請にかかる研究期間を通じて本学に在籍する見込みのない者

(3) 当該年度の研究費の配分について内定を得ている者

2 第2条に掲げる対象研究の区分の間において、申請の重複は認めない。

(決定等)

第5条 第3条の規定による申請書の提出があったときは、理事長は予算の範囲内において、公立大学法人滋賀県立大学研究戦略委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、研究費の配分の適否および配分額を決定するものとする。

(実施計画書の提出)

第6条 前条の決定を受けた者は、別に定める期日までに特別研究実施計画書（様式第2号）を理事長に提出するものとする。

(研究内容の変更)

第7条 研究費の配分を受けた者が、対象研究の内容を変更しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(研究費の経理)

第8条 研究費の経理は他の経費と混同することなく、明確にしておかなければならぬ。

2 研究費は、対象研究に必要な経費にのみ使用しなければならない。

3 研究費の執行手続きは、一般研究費の執行手続きに準拠するものとする。

(実績報告)

第9条 研究費の配分を受けた者は、対象研究が完了したとき、または会計年度

が終了したときは、別に定める期日までに特別研究費実績報告書（様式第3号）を理事長に提出するものとする。

（研究成果の公表）

第10条 研究費の配分を受けた者は、研究成果の公表を行うこととする。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関する必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行時にすでに研究費の配分を受けている者については、当該研究終了年度まで、なお従前のとおりとする。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成19年11月6日から施行する。
- 2 この規程の施行時にすでに研究費の配分を受けている者については、当該研究終了年度まで、なお従前のとおりとする。

付 則

- 1 この規程は、平成22年1月5日から施行する。
- 2 この規程の施行時にすでに研究費の配分を受けている者については、当該研究終了年度まで、なお従前のとおりとする。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

区分	対象研究	限度額および採択件数
重点領域研究	本学が重点的に取り組むべく定めた次の4つの研究拠点にかかる研究であって、複数教員が行う共同研究 I 琵琶湖モデル構築に関する研究 II 先端技術による低炭素地域社会実現および地域産業活性化のための研究 III 近江の歴史と暮らす人々の健康と福祉に関する研究 IV 国際交流拠点の形成	15,000千円以内、原則として1件、研究期間を3年以内とする。

特 別 研 究	本学を特色ある大学として、広く内外に認知させる個人研究または複数の教員による学際的な共同研究	1 件、2,000 千円以内、原則として 2 件、研究期間を 2 年以内とする。
---------	--	--